

## 国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会開催要領

### 1. 目的

現行の国家公務員退職手当法においては、不祥事を起こした者に対する退職手当について、退職及び不祥事発覚の時点により取扱いが異なる場合が見られる。

本検討会は、退職手当の支給制限・返納制度に関する法制上の課題等について、民間企業や公務部門における退職金実務の実態を踏まえつつ、有識者による専門的な検討を行うことを目的とする。

### 2. メンバー

検討会は別紙のメンバーにより開催する。

### 3. 座長

- (1) 座長はメンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を総理する。
- (3) 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

### 4. 運営

- (1) 会議のメンバーは、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に検討会への出席を求めその意見を聞くことができる。

### 5. その他

- (1) 検討会の庶務は、総務省人事・恩給局において処理するものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。